

携帯カメラで写そう! 教師たちの違法な政治活動

これでいいのが日教組

その1

民主党の最大の支持基盤の一つである日教組（日本教職員組合）。その歴史は激しい政治闘争の歴史です。最近でも「神奈川県教組委員長による参院選買収事件」のほか、山梨県教組の政治団体の会長が政治資金規正法違反で略式起訴されています。今も違法な政治活動は目立たぬところで活発に続いています。教育現場の正常化を求める皆さん、教職員の違法な政治活動を見つけたら、その現場写真（携帯カメラで写したもので可）を、自民党本部や都道府県連に送ってください（下記アドレス）。自民党はこのような教師たちと徹底的に戦い、教育の荒廃を正していく方針です。



山梨県の日教組による組織的な政治資金カンパ問題が発覚した際、わが党は国会で不透明な政治資金の流れを追及した（平成17年2月2日＝衆院予算委員会）

こんな活動は違法です

選挙期間中、先生が電話やFAXで投票依頼をする

選挙期間中の土曜日、会社勤めのAさんは家で新聞を読んでいると、高校時代の同級生で中学3年の長男の担任でもあるB先生から久しぶりに電話が掛かってきました。長男の家での様子や世間話などをしてしているとB先生は突然、選挙の話題に変えて「民主党の〇〇候補に投票してくれないか」と依頼されました。

Ⅱ公職選挙法第137条・239条1項の「地位利用による選挙運動の禁止」に違反します。

選挙のために職員室で「紹介者カード」を配布し支援者名簿を集める

市立中学校に赴任したばかりのA先生は職員室で組合の幹部のB先生から「民主党〇〇議員 紹介者カード」と書かれた紙の束を渡され、「組合員なら最低60人がノルマだ」と指示されました。隣の席のC先生に詳細を聞くこと「選挙前はいつものことさ。勤務評価に影響するかもしれないよ」と諭されました。Ⅱ地方公務員法第36条「政治的行為の制限」に違反します。

教職員の皆さん!!

つきあいだから何でもなしと思っていることでも

違法です!!

政治資金のカンパを集める

職員室で教頭のA先生から呼び止められ、半強制的な物言いで「民主党の〇〇先生を支援するので1万円をカンパしてほしい」と要請されました。「毎月高い組合費をとられ今度はカンパか」と思いましたが、組合の組織率が100%の学校なので後で何をされるのか怖くて断れません。だからこのように選挙とボイナスの前には必ずカンパしています。

Ⅱ政治資金規正法第22条の9第1号の「政治活動に関する寄附」に該当し違反になります。

勤務時間内に組合活動をする

午前中しか授業がないA先生は昼食を終えるとワープロで組合会議の案内書作成に没頭しました。「何をやっているの?」と尋ねると、「組合活動だよ。夜は家で休みたいからね」と答えました。一段落するとまだ3時なのに、「組合の事務所に行きます」と言って職員室を後にして、その日は帰ってきませんでした。

Ⅱ地方公務員法第35条「職務に専念する義務」に違反します。

自民党は教育を荒廃させる教師たちと徹底的に戦います。

送り先メールアドレス：kyoiku@hop.ocn.ne.jp *レポートでも結構です

自民党のHPの「あきれた教育現場の実態」 (<https://youth.jimin.or.jp/iken2/index.html>) をぜひ、お読みください。日教組の子供を置き去りにした政治活動の詳細がよく分かります。